

# 令和3年度 住民税の主な改正点

## 掲載内容（目次）

1. 給与所得控除の見直し
2. 公的年金等控除の見直し
3. 基礎控除の見直し
4. 調整控除の見直し
5. 未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦（寡夫）控除の見直し

## 1. 給与所得控除の見直し

給与所得控除額が一律 10 万円引き下げられました。

給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が 850 万円、その上限額が 195 万円にそれぞれ引き下げられました。なお、子育て世帯や介護世帯には負担増が生じないよう、措置が講じられます。（所得金額調整控除）

給与所得および公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が 10 万円を超える場合には、給与所得（10 万円を限度）および公的年金等に係る雑所得（10 万円を限度）の金額の合計額から 10 万円を控除した残額が、給与所得の金額から控除されます。

A=給与収入金額 B=A/4(千円未満切捨て)

現行（R2年度課税分）		改正（R3年度課税分）	
給与等の収入金額の合計額A	給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額A	給与所得の金額
～650,999円	0円	～550,999円	0円
651,000円～1,618,999円	A - 650,000円	551,000円～1,618,999円	A - 550,000円
1,619,000円～1,619,999円	969,000円	1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	970,000円	1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	972,000円	1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	974,000円	1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	B × 4 × 60%	1,628,000円～1,799,999円	B × 4 × 60% + 100,000円
1,800,000円～3,599,999円	B × 4 × 70% - 180,000円	1,800,000円～3,599,999円	B × 4 × 70% - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円	B × 4 × 80% - 540,000円	3,600,000円～6,599,999円	B × 4 × 80% - 440,000円
6,600,000円～9,999,999円	A × 90% - 1,200,000円	6,600,000円～8,499,999円	A × 90% - 1,100,000円
10,000,000円～	A - 2,200,000円	8,500,000円～	A - 1,950,000円

## 所得金額調整控除

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

- ・給与等の収入金額が 850 万円を超え、次のいずれかに該当する場合
  - (a) 特別障害者 (b) 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する (c) 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する  
{給与等の収入額(1,000 万円を超える場合は 1,000 万円) - 850 万円} × 10%
- ・給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等に係る雑所得の金額があり、その金額の合計金額が 10 万円を超える  
{給与所得控除後の給与等の金額(注) + 公的年金等に係る雑所得の金額(注)} - 10 万円  
(注) 10 万円を超える場合は 10 万円

## 2. 公的年金等控除の見直し

公的年金等控除額が一律 10 万円引き下げられました。

公的年金等の収入金額が 1,000 万円を超える場合の公的年金等控除額について、1,955,000 円が上限とされました。

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が、1,000 万円を超え 2,000 万円以下である場合には一律 10 万円を、2,000 万円を超える場合には一律 20 万円を、それぞれ上記の見直し後の公的年金等控除額から引き下げるものとされました。

65 歳以上(昭和 31 年 1 月 1 日以前出生)

現行 (R2年度課税分)		改正 (R3年度課税分)			
公的年金等の支払金額合計A	公的年金等に係る雑所得の金額	公的年金等の支払金額合計A	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
			1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
～3,299,999円	A - 1,200,000円	～3,299,999円	A - 1,100,000円	A - 1,000,000円	A - 900,000円
3,300,000円～4,099,999円	A × 75% - 375,000円	3,300,000円～4,099,999円	A × 75% - 275,000円	A × 75% - 175,000円	A × 75% - 75,000円
4,100,000円～7,699,999円	A × 85% - 785,000円	4,100,000円～7,699,999円	A × 85% - 685,000円	A × 85% - 585,000円	A × 85% - 485,000円
7,700,000円～	A × 95% - 1,555,000円	7,700,000円～9,999,999円	A × 95% - 1,455,000円	A × 95% - 1,355,000円	A × 95% - 1,255,000円
		10,000,000円～	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円

65 歳未満(昭和 31 年 1 月 2 日以後出生)

現行 (R2年度課税分)		改正 (R3年度課税分)			
公的年金等の支払金額合計A	公的年金等に係る雑所得の金額	公的年金等の支払金額合計A	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
			1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
～1,299,999円	A - 700,000円	～1,299,999円	A - 600,000円	A - 500,000円	A - 400,000円
1,300,000円～4,099,999円	A × 75% - 375,000円	1,300,000円～4,099,999円	A × 75% - 275,000円	A × 75% - 175,000円	A × 75% - 75,000円
4,100,000円～7,699,999円	A × 85% - 785,000円	4,100,000円～7,699,999円	A × 85% - 685,000円	A × 85% - 585,000円	A × 85% - 485,000円
7,700,000円～	A × 95% - 1,555,000円	7,700,000円～9,999,999円	A × 95% - 1,455,000円	A × 95% - 1,355,000円	A × 95% - 1,255,000円
		10,000,000円～	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円

## 3. 基礎控除の見直し

基礎控除額が 10 万円引き上げられました。

合計所得金額 2,400 万円を超える納税義務者についてはその合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が 2,500 万円を超える納税義務者については、基礎控除は適用されないこととされました。

現行 (R2年度課税分)	改正 (R3年度課税分)	
基礎控除額	合計所得金額	基礎控除額
一律 33万円	～24,000,000円	430,000円
	24,000,001円～24,500,000円	290,000円
	24,500,001円～25,000,000円	150,000円
	25,000,001円～	0円

## 4. 調整控除の見直し

合計所得金額が 2,500 万円を超える場合、調整控除は適用されないこととされました。

## 5. 未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦（寡夫）控除の見直し

---

婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子（総所得金額が 48 万円以下）があり、前年の合計所得金額 500 万円以下である単身者について、「ひとり親控除」（控除額 30 万円）を適用することとなりました。また、前年の合計所得金額が 135 万円以下であるひとり親に対し、個人市民税・県民税を非課税とする措置が講じられました。

上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として、控除額 26 万円を適用することとし、所得制限（前年の合計所得金額 500 万円以下）を設けることとなりました。ただし、ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」等、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がある方は対象外とされます。